

## 害虫・害獣駆除のトラブルにご注意



ゴキブリやハチ、ネズミなどの害虫・害獣を駆除する格安料金のサービス業者をネットで見つけて作業してもらったところ、実際には、ネットの表示とかけ離れた高額な料金を提示される、といった相談が寄せられています。

### 相談事例

自宅にネズミが出たので、ネットで格安の業者に見積もりを依頼した。

業者からネズミが多くいるようだと言われ、ネズミの被害の動画を見させられたので不安になり、ネットでの表示料金より高額な料金を提示されたが、契約をして作業してもらった。

後から不審に思い別の業者に調べてもらったところ、高額な費用の割に作業が粗末だと言われたので、先の業者へクーリング・オフを申し出たが拒否された。



このままだとひどいことになりますよ



今ならお安くしますよ

### 注意

- 広告に記載している料金より高額な費用を提示されることが非常に多いです。
- 契約を急がせるため、不安をあおる勧誘が行われることがあります。
- 説明が不十分なまま作業を始めたり、作業中断を求めても作業を止めなかったりすることがあります。その場合、他社との内容、価格等の比較ができないまま、契約してしまうケースもあります。
- 契約に至る状況によっては訪問販売に該当する場合がありますが、法に定められた書面に不備があると思われる事例もあります。
- クーリング・オフができる場合でも、業者が妨害しているとみられる事例もあります

### ポイント

- 駆除作業は内容によって金額が大きく異なります。ネットには極端に安い料金が表示されていても、最低料金で依頼できることはまずありません。
- 複数社から相見積もりを取る前提で業者を探しましょう。不安をあおって契約を急がせ、他の業者と連絡を取らないようにさせる業者とは契約しないようにしましょう。
- クーリング・オフなどができる場合があります。
- 不安に思ったり、トラブルが生じたりした場合は、最寄りの消費生活相談窓口や警察に相談しましょう。

### 相談室

- ◆ 愛媛県内の全ての市町に「消費生活相談窓口」が設置されています。
- ◆ 愛媛県消費生活センターでも消費生活に関する相談を受け付けております。



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター  
「イヤヤン」

## 消費者ホットライン 188

(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)

又は 愛媛県消費生活センター 089-925-3700(相談専用)